



長野県報

4月14日(木)
平成17年
(2005年)
第1651号

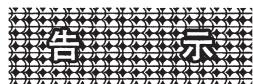
目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回(医務課)	2
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(2件)(医務課)	2
基本測量の実施(監理課)	2
基本測量の終了(3件)(監理課)	2
土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
広域連合の規約の変更(市町村課)	3
長野県収入証紙売りさばき人の名称、住所及び売りさばき場所の変更(会計課)	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(2件)(会計課)	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	3
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更(会計課)	4
地方自治法に基づく包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	4

公 告

一般競争入札(交通政策課)	4
一般競争入札(医務課県立病院室)	5
都市計画の図書の写しの縦覧(水環境課生活排水対策室)	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	6
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	7
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	7
土地改良事業施行協議の決定及び土地改良事業計画書等の写しの縦覧(2件)(土地改良課)	8
県営土地改良事業の完了(土地改良課)	8
土地改良事業の完了(土地改良課)	8
土地改良事業の施行の同意(3件)(土地改良課)	8
土地区画整理組合の事業計画の変更(都市計画課)	9

**長野県告示第205号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成17年4月14日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	撤回日
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市大字岩村田1862-1	平成17年3月31日

医務課

長野県告示第206号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成17年4月14日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	認 定 の 有効期限
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市大字岩村田1862-1	平成20年3月31日

医務課

長野県告示第207号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成17年4月14日

長野県知事 田 中 康 夫

名 称	所 在 地	認 定 の 有効期限
長野市民病院	長野市大字富竹1333番地-1	平成20年4月10日

医務課

長野県告示第208号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成17年4月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

基本測量（1:25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成17年4月5日から平成18年3月24日まで

3 作業地域

長野県全域

監理課

長野県告示第209号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成17年4月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

基本測量（1:25,000地形図修正測量）

2 作業期間

平成16年4月15日から平成17年3月25日まで

3 作業地域

上田市、小諸市、佐久市、東御市、北佐久郡軽井沢町・望月町・御代田町・立科町・浅科村、小県郡丸子町・真田町

監理課

長野県告示第210号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成17年4月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

基本測量（基本重力測量）

2 作業期間

平成16年5月24日から平成17年3月18日まで

3 作業地域

長野市、松本市、飯田市

監理課

長野県告示第211号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成17年4月14日

長野県知事 田 中 康 夫

1 作業種類

基本測量（流域自然環境調査に伴う土地利用現況調査）

2 作業期間

平成16年6月21日から平成17年3月30日まで

3 作業地域

利根川八斗島上流域（南佐久郡臼田町（広川原地区）、東御市（籠ノ登山周辺））

監理課

長野県告示第212号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

1 土砂災害特別警戒区域の名称

一本木沢、豆久保、西東原沢、滝の入、一の倉沢、峰方沢、花の沢、ハジカミ沢、蕨平沢、大沢、菅の沢、北堀之内沢、白崩沢、海道沢、白沢、柄ノ木沢、南谷地沢、日影沢、大左右沢、南日影沢、どうろく東沢、どうろく西沢、東日影沢、中原、北子安沢、東子安沢、南太郎沢、大平南沢、長見山沢、長見山沢北、鳴沢、屋城沢、びゃくぼ沢、オオバ様沢、月夜沢、矢崎山沢、北境沢、黒豆沢、春木沢、みそら野沢、清水沢、北股入沢、伝平沢、西山沢、西山沢北、岩岳沢南、岩岳沢、岩岳山沢、岩岳山沢北、赤沢南、赤沢、西通下沢、西通上沢、夏出沢、一の沢及び清水沢川

2 指定の区域

北安曇郡白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県北信地方事務所告示第1号

北信広域連合長から申請のあった北信広域連合規約の変更については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項の規定により、平成17年3月30日付で許可しました。

平成17年4月14日

長野県北信地方事務所長 古坂和俊

市町村課

長野県佐久地方事務所告示第4号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成17年4月1日、次のとおり売りさばき人の名称、住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成17年4月14日

長野県佐久地方事務所長 鷹野治

売りさばき人の名称	住 所	売りさばき場所
新 佐久市	佐久市中込3056	佐久市臼田89-3 佐久市役所臼田支所
旧 白田町	南佐久郡臼田町臼田89-4	南佐久郡臼田町臼田89-4 臼田町役場

売りさばき人の名称	住 所	売りさばき場所
新 佐久市	佐久市中込3056	佐久市望月263 佐久市役所望月支所
旧 望月町	北佐久郡望月町大字望月263	北佐久郡望月町大字望月263 望月町役場

売りさばき人の名称	住 所	売りさばき場所
新 佐久市	佐久市中込3056	佐久市甲1399 佐久市役所浅科支所
旧 浅科村	北佐久郡浅科村甲1399	北佐久郡浅科村甲1399 浅科村役場

会計課

長野県諏訪地方事務所告示第5号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成17年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成17年4月14日

長野県諏訪地方事務所長 八重田修

売りさばき人の名称	住 所
諏訪合同庁舎福利組合	諏訪市上川1丁目1644の10

会計課

長野県長野地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成17年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成17年4月14日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

売りさばき人の名称	住 所
有限会社 吉美	長野市青木島綱島519

会計課

長野県諏訪地方事務所告示第6号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成17年4月1日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成17年4月14日

長野県諏訪地方事務所長 八重田修

売りさばき人の名稱	住 所	売りさばき場所
長野県庁生活協同組合	長野市大字南長野字幅下692の2	諏訪市上川1丁目1644の10 諏訪合同庁舎

会計課

長野県長野地方事務所告示第4号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成17年4月1日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成17年4月14日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

売りさばき人の名称	住 所	売りさばき場所
(社)長野県建築士会 埴科支部	新 長野市篠ノ井御幣川 306-1	長野市篠ノ井御幣川 306-1 (財)長野県建築住宅センター内
	旧 千曲市大字屋代1881	千曲市大字屋代1881

会計課

長野県告示第213号

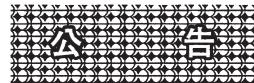
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年4月14日

長野県知事 田中康夫

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成17年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 佐藤武弘
 - (2) 住所 東京都中野区弥生町3丁目19番3号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年4月14日

長野県松本空港管理事務所長 深井和豊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
松本空港緑地管理業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約締結日の翌日から平成17年11月20日まで
 - (4) 履行場所
松本市大字空港東8909
長野県松本空港及び周辺
 - (5) 入札方法
別表の委託業務ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 県内に本社・支社・支店・営業所等がある者
 - (5) 指定した期間内に草刈作業ができる作業人員及び草刈機械が確保されていること。
 - (6) 緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。
 - (7) 刈草の保管場所が確保できること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263 (58) 2517
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所